

議事日程 (第3号)

平成22年 9月27日 午前10時00分開議

- 日程第 1 認定第 1 号 平成21年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 平成21年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 平成21年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 平成21年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 平成21年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 平成21年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 平成21年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 平成21年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 9 号 平成21年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第10号 平成21年度中間市水道事業会計決算認定について
- 日程第11 認定第11号 平成21年度中間市病院事業会計決算認定について
- (日程第1～日程第11 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 第35号議案 平成22年度中間市一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第13 第36号議案 平成22年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)
- 日程第14 第37号議案 平成22年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第15 第38号議案 平成22年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)

(日程第12～日程第15 委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第16 第40号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第17 第42号議案 中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例
- 日程第18 第43号議案 中間市病院事業の設置等に関する条例及び中間市国民健康
保険条例の一部を改正する条例
(日程第16～日程第18 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第19 第44号議案 財産の処分について
(日程第19 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第20 第45号議案 中間市道路線の廃止について
- 日程第21 第46号議案 中間市道路線の認定について
- 日程第22 第47号議案 中間市道路線の変更について
(日程第20～日程第22 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第23 陳情の件
- 日程第24 意見書案 子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書
第15号
- 日程第25 意見書案 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見
第16号書
(日程第24～日程第25 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第26 意見書案 国民健康保険財政への国庫負担を元に戻すことを求める意
第17号見書
(日程第26 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第27 意見書案 消費税増税を行わない事を求める意見書
第18号
- 日程第28 意見書案 米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求
第19号める意見書
(日程第27～日程第28 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第29 意見書案 住民の安全・安心を守るため、遠賀川水系の管理は引き続
第20号き国が行うことを求める意見書
(日程第29 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第30 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（19名）

1 番	中家多恵子君	2 番	藤本 利彦君
3 番	安田 明美君	4 番	植本 種實君
5 番	宮下 寛君	6 番	青木 孝子君
7 番	原田 隆博君	8 番	井上 太一君
9 番	掛田るみ子君	10 番	草場 満彦君
11 番	中尾 淳子君	12 番	古野 嘉久君
13 番	上村 武郎君	14 番	井上 久雄君
15 番	山本 慎悟君	16 番	堀田 英雄君
17 番	片岡 誠二君	18 番	下川 俊秀君
19 番	米満 一彦君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	小南 哲雄君
教育長	………	吉田 孝君	総務部長	………	成光 嘉明君
市民部長	………	白尾 啓介君	保健福祉部長	………	藤井 紀生君
福祉事務所長	………	溝口 悟君	建設産業部長	………	三島 秀信君
教育部長	………	小島 一行君	上下水道局長	………	永野 博之君
市立病院事務長	………	行徳 幸弘君	消防長	………	一田 健二君
総務課長	………	柴田精一郎君			
総合まちづくり課長	………				松尾 壮吾君
財政課長	………	高橋 洋君	課税課長	………	山下 守君
人権男女共同参画課長	………				松本 和幸君
介護保険課長	………	山本 信弘君	健康増進課長	………	木森 光彦君
土木管理課長	………	後藤 哲治君	生涯学習課長	………	山崎 淳子君
下水道課長	………	中嶋 秀喜君	市立病院課長	………	芳野 文昭君

事務局出席職員職氏名

局長	植木 建一君	次長	小田 清人君
書記	岡 和訓君	書記	江上真由美君

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 認定第 1号

日程第 2. 認定第 2号

日程第 3. 認定第 3号

日程第 4. 認定第 4号

日程第 5. 認定第 5号

日程第 6. 認定第 6号

日程第 7. 認定第 7号

日程第 8. 認定第 8号

日程第 9. 認定第 9号

日程第10. 認定第10号

日程第11. 認定第11号

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、認定第1号から日程第11、認定第11号までの平成21年度各会計決算認定11件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総務委員長。

○総務委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております平成21年度中間市一般会計歳入歳出決算認定のうち、総務委員会に付託されました所管部分並びに平成21年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず初めに、一般会計決算についてその概要を申し上げます。

一般会計では、歳入歳出の差引額は、翌年度繰越明許費繰越額845万円を含み、6億4,500万円の黒字決算となっております。また、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支についても6億3,700万円の黒字、単年度収支においては1,300万円の赤字となっております。

一般会計の歳入の主なものとしたしましては、市税収入が42億2,000万円となり、前年度と比較して2億1,900万円、率にして5.0%の減少となっております。

また、一方の歳入の柱である地方交付税については、収入済額は48億6,600万円

で、前年度と比較して7,300万円、率にして1.5%の増額となっております。本市においては、普通交付税で4,600万円、また、特別交付税においても7,300万円の増額となっております。

さらに、市債の借入額は総額13億9,900万円と、前年度と比較して7,500万円、率にして5.1%の減少となっております。平成21年度の主な起債の借入れといたしましては、地方交付税を補完いたします臨時財政対策債として6億円、退職手当債として3億6,400万円、街路事業等の整備として4億3,400万円などであります。

次に、歳出といたしましては、人件費において新規採用者数の抑制による職員数の減、地域手当引き下げ及び給与改定に伴う期末勤勉手当の減額などで、前年度と比較いたしまして2億370万円の減額となっております。また、本年度も、市長、副市長、教育長の特別職の給料の削減や一般職の管理職手当の削減などを引き続き実施しております。

総務管理費では、17億800万円の主なものは、県市町村職員退職手当組合負担金4億1,200万円や職員の人件費3億3,100万円、定額給付金給付事業費3億3,600万円等であります。

その他、一般管理費についてご説明いたしますと、委託料予算現額2,054万円、支出済額1,956万円、不用額97万円となっており、市顧問弁護士委託料90万円、市例規集データベースシステム委託料252万円、職員健康診断委託料が市立病院、共済組合を合わせまして1,277万円、人事給与システム委託料232万円等が主なものです。

次に、消防費では、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業として、空気呼吸器や空気ポンペを購入し、また、高規格救急車の更新も行っております。災害対策費につきましては、平成21年7月24日から26日にかけて発生した平成21年中国・九州北部豪雨災害に伴い、市内において道路冠水、法面の一部崩壊等が発生したことから、平成20年6月19日に中間市災害対策協力会と締結した「災害時の応急対策業務に関する協定」に基づき出動の要請を行い、同協力会等へ委託料として185万円を支出しています。また、この災害において備蓄していた水防資器材を使用し復旧活動を行ったことにより不足する資器材等を、その後の台風期に備え148万円支出し、調達いたしております。

最後に、公共用地先行取得特別会計決算について申し上げます。

新たな用地の取得はなく、前年度と同じ670万円の決算となっております。

委員より、被災者への災害見舞金の額は以前から見直されておらず低いと思うので、他市の状況も調べて額を増やしてほしいとの要望もあっております。

以上、審査の後、最後に採決いたしました結果、一般会計及び公共用地先行取得特別会計ともに賛成多数で、いずれも認定すべきものと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子市民文教委員長。

○市民文教委員長（掛田るみ子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号について市民文教委員会に付託されました所管部分及び認定第3号について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、平成21年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、市民部所管であります歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入につきまして市税の決算額は42億2,020万円となり、前年度決算額44億3,990万円に比べ2億1,970万円、率にして5%の減少となっています。

市税収入状況を税目別にみますと、市税の根幹をなす市民税の収入済額は18億8,490万円で、市税収入の44.7%を占め、前年度より1億5,110万円、率にして7.4%減少しています。

内訳としましては、個人市民税では、景気の低迷による所得の減少により4,500万円、率にして2.6%減少の17億970万円となり、法人市民税では、企業収益の悪化に伴い1億600万円、率にして37.7%減少の1億7,510万円となっております。

また、安定的な市税財源であります固定資産税及び都市計画税の収入済額につきましても、平成21年度評価替えに伴う地価の下落により、前年度と比べ6,680万円、率にして3.3%減少の19億8,930万円となっております。

次に、歳出につきまして、課税課所管の歳出の主なものは、賦課徴収費のうち委託料として、市民税年金特徴収納システム作成委託料1,080万円です。これは平成21年10月から年金支給額より住民税の特別徴収を行うシステムの作成委託に要した費用です。

次に、環境保全課所管の歳出の主なものは、環境衛生費として火葬施設負担金1,740万円、資源回収団体奨励金940万円です。

また、清掃総務費8億8,330万円のうち主なものは、ごみ処理施設負担金5億3,360万円、し尿処理施設負担金2億4,350万円です。

委員より、4,140万円の不納欠損額についてどのように考えているのかという質疑がございました。これに対しまして担当部長より、景気後退による全国平均9%の地方税減収と比較しますと、当市は5%の減収率にとどまりました。不納欠損額については、いたずらに増やすことなく時効中断措置などを適切に行いながら税収確保に努めます、との説明がございました。

次に、教育部所管について申し上げます。

教育費の歳出決算額は13億1,240万円で、昨年度に比べ1億580万円増加しております。

歳出の主なものは、まず教育総務費では、外国語指導助手招致事業として1,050万円、小・中学校費では、教育振興費として児童・生徒就学援助費5,040万円を要して

おります。

次に、学校管理費として、昨年度より引き続き行っております小学校のトイレの改修工事につきまして、今年度は中間東小学校のトイレ改修及び公共下水道接続工事に3,530万円、中間東中学校校舎及び屋内運動場耐震補強工事に1億9,040万円、また、児童生徒の学習意欲向上を図るため、小学校の普通教室にデジタルテレビ及びDVDプレーヤーを導入し、中学校の各学年に大型デジタルテレビを設置したことにより、備品購入費3,880万円を要しております。

今後も引き続き各小中学校の耐震診断を行い、学校での子どもたちの安全と災害時避難場所として市民の安全確保を図りたいとの説明がございました。

次に、社会教育総務費におきまして主なものは、コミュニティ組織助成補助金として250万円を要しております。この補助金は、町内公民館活動の活性化を図り、生涯学習社会の地域の拠点とするため、自治公民館の備品等の購入助成に充てられております。

次に、公民館費及び働く婦人の家費として、各種講座及び成人式費用に280万円を要しております。主な内容といたしまして、中央公民館では地域における市民の主体的な学習活動を支えるための文化・教養講座、ボランティア市民学習等の講座が開催されました。働く婦人の家では、勤労女性や中高年を対象に、福祉の増進と地位向上に関する講座が開催されました。

次に、図書館・歴史資料館費として、備品購入費690万円を要し、図書の購入のほかインターネット社会に対応するため利用者用パソコンが設置されています。

保健体育総務費では、屋島庭球場整備費として120万円を要し、利用者が安全かつ快適に利用できるよう施設整備がなされています。

次に、平成21年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は450万円、歳出決算額は6億1,730万円で、歳入歳出差引歳入不足額6億1,280万円となっております。今後とも未償還金の回収について最大限努力をするとの説明を受けました。

以上が、当委員会に付託されました議案の内容であります。最後に、それぞれ採決いたしました結果、一般会計のうち市民文教委員会に付託されました所管部分及び住宅新築資金等特別会計ともに賛成多数で認定すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、井上久雄保健福祉委員長。

○保健福祉委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち保健福祉委員会に付託されました所管部分並びに認定第2号、認定第6号、認定第8号、認定第9号、認

定第11号の各会計歳入歳出決算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、一般会計について、その概要を申し上げます。

3款民生費の歳出決算額は72億9,100万円で、前年度より3億800万円の増額となっております。この主な要因としては、各項で扶助費が増加したことによるものでございます。

各項別でご説明いたしますと、まず、社会福祉費30億400万円の主なものは、職員人件費2億6,200万円、特別会計国民健康保険事業繰出金3億6,400万円、介護保険特別会計繰出金5億2,300万円、後期高齢者医療療養給付負担金5億3,100万円、各種入所措置費等の扶助費8億1,500万円であります。

次に、児童福祉費15億4,400万円の主なものは、児童手当、児童扶養手当6億2,300万円、児童福祉施設入所費6億600万円であります。

次に、生活保護費25億4,200万円の主なものは、扶助費24億800万円であります。

続いて、4款衛生費では、保健衛生費の歳出決算額4億5,600万円の主なものは、職員人件費1億4,200万円、病院事業会計繰出金1億2,900万円、健康診査等の各種検診委託料5,300万円、各種予防接種委託料4,800万円となっております。

討論において委員から、障害者自立支援法に基づいて、医療費や施設の利用料が1割負担ということで、負担が大きいことから反対しますとの意見がありました。

次に、特別会計についてご報告いたします。

まず、特別会計国民健康保険事業につきまして申し上げます。

歳入決算額は54億4,500万円、歳出決算額は61億7,800万円で、歳入歳出差引額は7億3,200万円の赤字ですが、単年度収支においては2,200万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税9億9,200万円、国庫支出金12億1,400万円、前期高齢者交付金17億2,900万円、繰入金3億6,400万円となっております。このうち保険税の収入状況は、現年度分の徴収率が89.6%で、収入未済額は1億1,000万円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費37億9,900万円、後期高齢者支援金等6億1,200万円となっております。

単年度収支で黒字となった主な要因は、本市の被保険者1人当たりの医療費の伸び率が県平均を下回っており、医療費抑制の成果として5,360万円の県補助金が交付されたことによるものです。

討論において委員から、国保は低所得者や高齢者の加入割合が高いという構造的な問題があるということを十分認識して、保険税負担の軽減が必要ではないかとの意見がありま

した。

次に、老人保健特別会計につきまして申し上げます。

歳入決算額は1,220万円、歳出決算額は1,180万円で、歳入歳出差引額40万円の黒字となっております。

なお、老人保健制度は、後期高齢者医療制度の開始により廃止されましたが、医療費精算のため、老人保健特別会計は平成22年度まで設置されることとなっております。

次に、介護保険事業特別会計の保険事業勘定につきまして申し上げます。

歳入決算額は34億6,700万円、歳出決算額は34億2,100万円で、歳入歳出差引額4,600万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、介護保険料6億1,500万円、国庫支出金7億8,800万円、支払基金交付金9億6,500万円、県支出金4億8,200万円、繰入金5億3,400万円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費の32億2,000万円となっています。前年度より保険給付費が2億4,400万円増加した主な要因は、介護報酬のプラス3%改定、認定者数の増加及び各サービスに対するニーズが増大したことによるものです。

また、サービス事業勘定では、歳入決算額は3,720万円、歳出決算額は3,470万円で、歳入歳出差引額250万円の黒字となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきまして申し上げます。

歳入決算額は6億1,900万円、歳出決算額は6億800万円で、歳入歳出差引額1,100万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者保険料4億8,000万円、繰入金1億2,600万円となっております。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金6億300万円となっております。

黒字決算の主な要因は、出納整理期間の4月及び5月に納付された保険料を、平成21年度において受け入れることによるものです。

最後に、病院事業会計につきまして申し上げます。

収益的収支では、病院事業収益17億7,100万円の主なものは、医業収益の16億5,800万円であります。また、病院事業費用17億9,400万円の主なものは、給与費8億8,900万円、材料費5億7,400万円などとなっております。

この結果、当年度は2,300万円の純損失で、当年度未処理欠損金は6億7,900万円となっております。

なお、21年度の入院延べ患者数は2万2,164人で、病床利用率は49.8%となっており、前年度より3,804人減少しています。また、外来患者数は6万8,796人で、前年度より2,640人減少しております。

次に、資本的収入及び支出では、収入5,500万円に対し、支出7,800万円で、差

引不足額 2,300 万円は、繰越損益勘定留保資金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で全額補てんされています。

以上が当委員会に付託されました議案の内容であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、認定第 1 号のうち保健福祉委員会に付託されました所管部分並びに認定第 2 号、認定第 6 号、認定第 8 号、認定第 9 号は賛成多数で、認定第 11 号は全員賛成で認定すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、片岡誠二建設上下水道委員長。

○建設上下水道委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております平成 21 年度決算認定 4 件につきまして、建設上下水道委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、認定第 1 号平成 21 年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

交通安全対策費では、市内街路灯の電気代や修繕料 1,737 万円、朝霧五丁目地内防護柵設置工事ほか 53 件の工事費 1,152 万円が主なものであります。歳出決算額は 2,918 万円であります。

衛生費の環境衛生費では、合併処理浄化槽補助事業として 19 基の補助を行っております。

労働費では、市内道路街路樹剪定業務委託料 248 万円、中小企業指導事業等 220 万円、緊急雇用対策事業費として、地域ブランドなかま銘菓創作委託料 900 万円、外扇・通谷線法面景観整備委託料 824 万円、垣生公園景観整備委託料 2,108 万円が主なもので、歳出決算額は 5,697 万円であります。

なお、労働費につきましては、緊急雇用対策事業やふるさと雇用再生事業を実施し、地域における雇用確保を推進したため、労働費全体で前年度に比べて 4,966 万円の増額となっております。

農林水産業費につきましては、農業総務費で農業共済事業費負担金 769 万円、山田川水利組合負担金 700 万円、農業振興費で福祉センター跡地整備に伴う実施設計業務委託料等 996 万円、水稻及び麦・大豆の種子更新補助金 411 万円が主なものであります。

農地費では、上底井野地内農道整備工事ほか 17 件の工事費 3,850 万円、かんがい揚水施設管理運営基金 900 万円が主なもので、歳出決算額は 1 億 1,580 万円で、前年度に比べて 948 万円の増額となっております。

商工費の主なものとして、商工総務費では、市内中小企業融資制度に伴う貸付金 2,200 万円、商工業振興費では、イルミネーション設置工事費 630 万円、中間市地域経済活性化対策事業補助金 750 万円、街路照明灯整備事業補助金 700 万円、中間商

工会議所補助金、筑前中間川まつり、中間西部市場まつりなどの補助金1,171万円などであります。歳出決算額は9,594万円で、前年度に比べて1,808万円の増額となっております。

土木費の道路橋りょう費では、市内道路の舗装等修繕料3,729万円、市内幹線道路の除草・清掃、街路樹の剪定等1,899万円、出口赤池線道路補修工事ほか33件の工事費等3,746万円が主なものであります。

道路新設改良費では、御座ノ瀬中ノ谷線バイパス工事測量委託ほか15件、4,438万円、二夕股東中牟田線道路改良工事ほか25件、3億1,638万円、中鶴蓮花寺線道路改良工事ほか4件の用地購入費2,252万円、中鶴蓮花寺線道路拡幅工事及び太師台4号線交差点改良工事物件移転に伴う補償・補てん費1,009万円が主なものであります。

河川費では、岩瀬吉隈地内水路補修工事ほか28件の工事費1,075万円が主なものであります。

都市計画費では、岩瀬二丁目地内の特殊地下壕復旧工事費508万円、犬王古月線及び仮屋大膳橋線街路事業に伴う地元負担金5,369万円、都市計画事業等積立基金1,000万円、公共下水道事業特別会計への繰出金4億2,500万円が主なものであります。

公園費では、都市公園、児童遊園、緑化事業に要する光熱水費及び修繕料977万円、都市公園、児童遊園、緑化事業に要する除草及び樹木の剪定委託と垣生公園ポート監視委託料3,372万円、垣生公園駐車場整備事業工事ほか7件の工事費4,516万円が主なものであります。

街路事業費では、塘ノ内砂山線ほか2路線の家屋事後調査委託料666万円、都市計画道路塘ノ内砂山線ほか2路線の工事に伴う建物被害補償費2,413万円が主なものであります。

住宅費では、市営住宅修繕料等1,480万円、浄化槽保守点検・受水槽高架水槽清掃業務委託料等834万円、岩瀬南公営住宅屋上補修工事ほか6件の工事費1,525万円、住宅基金への積立金100万円等が主なものであります。

土木費全体の歳出決算額は13億7,555万円で、前年度に比べて6,129万円の減額となっております。

次に、認定第4号平成21年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成21年度決算においては397万円の黒字となっております。

中鶴・曙両下水処理場及び浄花町ポンプ場の修繕料等2,152万円、中鶴・曙両下水処理場の運転管理委託料5,617万円、中鶴、曙下水処理場管内下水道管浚渫工事費190万円が主なものであります。

次に、認定第5号平成21年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成21年度決算においては195万円の黒字となっております。

公共下水道建設費10億700万円は、大辻蓮花寺幹線を初め、垣生地区、中央地区、中尾地区など29地区の下水道整備工事費であります。布設延長は9,998メートルで、21年度末までの布設総延長は11万8,947メートルで、普及率は53.8%に達しております。

最後に、認定第10号平成21年度中間市水道事業会計決算認定について申し上げます。

平成21年度の水道事業会計におきまして、収益的収支で4,496万円の純利益となっております。資本的収支では2億7,311万円の不足を生じましたが、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で全額補てんいたしております。

平成21年度の給水状況につきましては、給水戸数は2万7,736戸で、前年度より160戸の増加となっております。また、水道料金収入の基となる有収水量は年間635万8,481立方メートルで、前年度より7万298立方メートルの減少となっております。

工事などの状況につきましては、本年度、県道宮田遠賀線送水管布設替工事など25件の改良工事や、公道修繕工事などの保存工事77件、下水道工事に伴う配水管移設工事などの受託工事9件と合わせて111件の給水区域内の配水管工事などが行われております。

以上4件につきまして、最後に採決いたしましたところ、一般会計、公共下水道事業特別会計は賛成多数で、地域下水道事業特別会計、水道事業会計は全員賛成で認定すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

平成21年度決算のうち一般会計と特別会計では、国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険、住宅新築資金、公共下水道事業、公共用地先行取得、以上8件について、日本共産党中間市議団を代表いたしまして反対討論をいたします。

自公政権のもとで、とりわけ小泉内閣のもとで進められた構造改革路線によって社会保障費が毎年2,200億円削減され、年金や医療、介護などが改悪され、国民の生活は苦

しくなるばかりです。一方、大企業や大資産家には法人税の減税や証券優遇税制など優遇してきました。

日本の景気は低迷し、失業率も5%を超え、若者の就職難も続いています。中小企業は大企業の単価切り下げや仕事の減少で、多くの業者が赤字を抱えています。生活費を切り詰めても必要な医療や介護を受けられない人も少なくありません。今こそ、中間市政が国民いじめの国政の防波堤となり、住民の暮らしや福祉を守らねばなりません。

ところが、一般会計では、8款土木費2項道路橋りょう費3目道路新設改良費15節工事請負費として、二タ股東中牟田線道路改良工事1工区から3工区の工事費、附帯工事費を含め約9,250万円が執行されています。

中間市西部地域における道路交通の円滑化を図るためとしていますが、この新設道路に取りつく道路は車両がやっと離合できる程度の道路で、大型車がスムーズに走れるものではないことは明白です。しかも、中間市における米どころ一等地砂山から中底井野間の農地をつぶしてのこの工事は、まさに不要不急の工事と言わねばなりません。

また、同じく13節委託料として御座ノ瀬中ノ谷線バイパス事業の測量委託1,800万円が実施されています。これもバイパス道路を新設することによって、住宅地等の開発が期待できるとしてはいますが、リストラや非正規社員化のもとで、国民の所得減少と購買力の落ち込み、そのことによる消費不況が深刻になる中、このような開発に期待がかけられるのか、大きな疑問が持たれるところです。このような不要不急の開発ではなく、雇用促進住宅を利用した人口増の政策を打ち出すべきではないでしょうか。

少子化対策として妊婦健診の公費負担回数を6回から14回まで拡充したことは評価するものです。

障害者福祉では、応能負担から応益負担になった障害者自立支援法によって、医療費や施設の利用率などが障害者と家族の重い負担になっており、助成措置をすべきです。

今年は厳しい暑さのため、多くの高齢者が熱中症で倒れました。生活保護費は電気代加算やクーラー購入助成金など夏期対策費を加算すべきです。また、高齢者は親族、知人の葬祭なども多く、人並みの交際ができるように老齢加算を復活すべきです。

教育費では、小学校給食の調理業務を民間委託していますが、官から民へ、小さな政府にというかけ声のもとで公務員削減が進められ、自治体が担う公務公共サービス、住民の安全・安心にかかわる分野が後退しています。利益優先の民間委託では食育の目的を損ねるものであり、調理業務の民間委託は中止すべきです。

また、おいしくて、安全・安心な給食を提供しようと、栄養士が調理現場で指示すればするほど、調理業務の委託が偽装請負という違法状態になります。民間委託は、委託を受けた業者が労働者を指揮、命令して業務を行うもので、委託した市当局が調理員に指揮、命令することはできません。

格差社会の中で、給食のない中学校では昼食をパンだけで済ませる生徒や昼食を抜く生

徒もおり、中学校給食の実施が求められます。

異常気象が長く続く中、教室の冷暖房対策を実施し、教育環境の改善を図るべきです。

今年も全国一斉学力テストが実施されましたが、全国一斉学力テストは競争教育をとおるものであり、中止すべきです。

文部科学省は、2011年度から6年間で、小中学校を35人学級に移行し、2017年度からの2年間で、小学校1、2年生を30人学級にする計画案を決定いたしました。全国では多くの自治体が独自施策で少人数学級を実施しており、本市でもようやく平成22年度から一部実施していますが、教員の採用を増やし、少人数学級を拡大すべきです。

地球温暖化対策として、温室ガスCO₂削減が大きな社会問題になっています。本市でも、エコライフを啓発する一方で、24時間電気を使用しCO₂を排出する自動販売機を設置しているのは問題です。

特別会計国民健康保険、老人保健事業では、国保税を引き下げてほしいと市民の要求が高いにもかかわらず、保険税、均等割で4,000円引き上げられました。全国の70%の自治体が行っている一般会計から法定外の繰り入れなどをして、国保税を1世帯1万円の引き下げを求めるものです。また、滞納世帯への資格証明書や短期保険証の発行は中止すべきです。政府に対し国民健康保険財政への国庫負担をもとに戻すよう要求し、国民健康保険財政の健全化を図るべきです。

国民健康保険の患者負担は重く、治療の中断や受診の抑制が広がっています。厚生労働省は、国民健康保険の患者負担の減免制度について、国が半額を負担する基準を示しました。また、自治体が基準を拡充することも容認しており、市独自の減免制度の拡充を検討すべきです。

後期高齢者医療制度は年齢で医療を差別するものであり、見直しではなく、廃止すべきです。また、保険料滞納者への短期保険証の発行件数は、福岡県は昨年10月1日ゼロでしたが、1年間で5,522件に急増しています。短期保険証で期限が切れ病院にかかれず、手遅れになる事例も全国では生まれており、短期保険証の発行はやめるべきです。

介護保険事業特別会計では、制度導入から10年目になりましたが、制度の見直しで要介護から要支援になる高齢者が増えるなど、介護サービスの抑制が行われてきました。新しい認定方式では自立・介助なしに認定されるなど、利用者の生活に深刻な打撃を与えています。政府に対し、介護認定の抜本的見直しをするよう求めるべきです。

また、高齢者は増税と物価高で苦しい生活を強いられている上に、保険料が年額2,080円引き上げられました。低所得者への保険料や利用料の減免措置を実施し、介護保険料滞納者への給付制限はやめるべきです。

住宅新築資金等特別会計では、同和住宅新築資金の滞納による累積赤字は、平成23年度には約6億2,000万円になります。この赤字の原因は条例に違反したずさんな貸し出しによるものであり、そのつけを市民に押しつけるもので、認められません。また、赤

字をつくり出した原因は、現市長及び執行部に直接的な責任はないものの、6億もの巨額な赤字は中間市民の税金によって支払われることから、少なくとも同和対策関連への新たな支出をなくしていくことが、市長を初め現執行部の責任ある行政運営ではないでしょうか。

しかしながら、人権教育と称しながら同和研修への出席を市職員や市民へ押しつけていること、さらに、公共下水道事業においては、同和地区住民の水洗化工事に工事費の3分の1を補助することがいまだに行われているように、市民への反省が見られません。このような姿勢を改め、直ちに不公平な行政をやめると同時に、人権のまちづくりセンター及び隣保館運営など徹底した精査が求められます。

最後に、公共用地先行取得では、公債費として677万円が執行されています。これは、平成17年度に岩瀬東部地区開発事業に伴う土地の取得で、岩瀬二丁目43番7の土地を、鑑定評価額3,800万円を5,000万円で買収したものを償還するというものです。そのうえ、市民の暮らしが大変なときに、武道館や弓道場の建設計画も立てています。このような公金の支出は認められません。

日本共産党市議団は、引き続き市民の暮らしや福祉を優先する市政を求めてまいります。以上で反対討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第1号から認定第11号までの平成21年度各会計決算認定11件を順次採決いたします。

議題のうち、まず認定第1号平成21年度中間市一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号平成21年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号平成21年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号平成21年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号平成21年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号平成21年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決し

ました。

次に、認定第7号平成21年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号平成21年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第9号平成21年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第10号平成21年度中間市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第10号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第11号平成21年度中間市病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第11号は委員長の報告のとおり認定することになりました。

日程第12. 第35号議案

日程第13. 第36号議案

日程第14. 第37号議案

日程第15. 第38号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第12、第35号議案から日程第15、第38号議案までの平成22年度各会計補正予算4件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総務委員長。

○総務委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第35号議案一般会計補正予算（第2号）のうち、総務委員会に付託されました所管部分につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算の総額は1億6,220万円で、一般会計の総額を162億2,050万円とするものです。

まず、予算の全体の説明として、歳入においては旧社会福祉センター跡地に建設いたします地域交流センター及び農産物直売所建設事業に交付されます、まちづくり交付金1,040万円や、セーフティネット支援対策等事業費補助金1,020万円等の国庫支出金が2,480万円、緊急雇用創出事業交付金1,270万円、県支出金2,260万円、吉田ぼた山跡地に係る市有地売払収入として7,580万円や、歳出に計上した事業に対する地方債5,970万円をそれぞれ増額計上するとともに、財源調整として繰越金を2,370万円減額しております。

歳出では、総務費として電算管理費に147万円を増額しております。この補正は、地上デジタルテレビ放送への完全移行に伴い、辺地共聴施設のデジタル化に対応するための施設整備を行う共聴組合に対して、無線システム普及支援事業費等補助金を計上するものであります。

また、国勢調査費として7,000円の減額補正を行っております。これにつきましては、県の統計調査費確定に伴い、報酬から使用料及び賃借料までの委託金の精算を行うも

のであります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子市民文教委員長。

○市民文教委員長（掛田るみ子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第35号議案のうち、市民文教委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、市民部所管の総務費につきまして申し上げます。

まず、諸費としまして、景気の低迷に伴う企業収益の大幅な減収により法人市民税等の還付が増加していることから、市税過年度還付金1,440万円が増額計上されています。内訳としましては、固定資産税過年度還付金150万円、法人市民税過年度還付金1,298万円です。固定資産税過年度還付金につきましては、宅地の減額補正を行ったことにより生じたもので、法人市民税過年度還付金につきましては、あらかじめ企業の前年度法人市民税額の半分を年度の途中に納める予定納税額より決算後の確定税額が下回ったことにより、納め過ぎの法人市民税を還付するものです。

次に、教育部所管の教育費につきまして申し上げます。

まず、教育総務費としまして、就学就園事業に要する経費874万円が増額計上されています。これは私立幼稚園就園奨励費の国庫補助金の単価改定によるものです。

また、小・中学校費におきまして、教育振興に要する経費として、小学校備品購入費59万円、中学校備品購入費50万円がそれぞれ増額計上されています。これは理科、算数、数学の備品購入費で、国の補助額確定によるものです。

次に、社会教育費のうち、図書館管理運営に要する経費として、市民図書館改築工事実施設計委託料が945万円計上されています。これは、現在、市民図書館2階にある資料館を、平成23年4月に開館予定の地域交流センターへ移転することに伴い、2階部分を図書館として使用するための改築に係る実施設計委託料です。

以上が当委員会に付託されました議案の内容であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、市民文教委員会に付託されました所管部分につきましては、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、井上久雄保健福祉委員長。

○保健福祉委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第35号議案のうち、保健福祉委員会に付託されました所管部分並びに第36号、第38号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計補正予算について申し上げます。

歳出の主なものは、民生費の社会福祉費では、平成23年2月に開催予定の「高齢者を地域で支えるシンポジウム」の経費として280万円、児童福祉費では、中間小学校内への学童保育所整備に向けての実施設計委託料として100万円、生活保護費では、生活保護レセプト管理システムの改修委託料として1,420万円が計上されております。

次に、特別会計国民健康保険事業補正予算について申し上げます。

歳出の主なものは、電算システム開発の委託料として、全国で統一化される予定の国民健康保険団体連合会とのデータ交換を行うシステム改修に380万円、非自発的失業者の税を軽減するシステムに540万円が増額されています。

歳入の主なものは、電子計算システム改修に係る特別調整交付金として920万円が増額されております。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ63億7,000万円となっております。

最後に、介護保険事業特別会計補正予算について申し上げます。

歳出の主なものは、平成21年度事業における地域支援事業費の確定に伴う償還金として530万円が計上されております。

歳入の主なものは、歳出補正に伴う前年度繰越金530万円が計上されております。

介護サービス事業勘定を加えた予算総額は34億7,900万円となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、片岡誠二建設上下水道委員長。

○建設上下水道委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第35号議案及び第37号議案の補正予算2件につきまして、建設上下水道委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、第35号議案平成22年度中間市一般会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

歳入の主なものとして、県支出金では農村整備総合事業費等補助金570万円、緊急雇用創出事業交付金678万円、地方消費者行政活性化基金事業費補助金13万円、財産収入では、吉田ぼた山跡地、岩瀬三丁目605番19ほか1筆、2万2,802平方メートル

ルの市有地売払収入7,588万円が計上されております。

歳出の主なものとして、労働費では、農産物直売所開設業務委託料として678万円が計上されております。

農林水産業費では、農業振興費として地域交流センター駐車場整備工事費2,600万円、中底井野地内農業用水路改良工事費608万円等が計上されております。

土木費では、通谷団地道路改良工事費1,900万円、中ノ谷5号線道路用地購入費850万円、垣生公園管理委託料等958万円、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業284万円、垣生公園法面用地購入費2,525万円等を計上しております。

次に、第37号議案平成22年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳出におきまして、人事異動により人件費を346万円増額するものであります。

歳入では、下水道事業の区域拡大により受益者負担金を156万円増額し、公共下水道事業債190万円増額するものであります。

以上の補正により、歳入歳出それぞれ346万円増額し、予算の総額を20億336万円とするものであります。

以上2議案につきまして、審査の後、採決いたしましたところ、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたしまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第35号議案から第38号議案までの平成22年度各会計補正予算4件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第35号議案平成22年度中間市一般会計補正予算（第2号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第36号議案平成22年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第36号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第37号議案平成22年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第37号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第38号議案平成22年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第38号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第16. 第40号議案

日程第17. 第42号議案

日程第18. 第43号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第16、第40号議案、日程第17、第42号議案及び日程第18、第43号議案までの条例改正3件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総務委員長。

○総務委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、総務委員会に付託されました第40号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、本年3月30日に対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い改正するものです。

改正の主なものは、屋内に設ける燃料電池発電設備において、対象火気設備等として、「固体高分子型」などの燃料電池に、「固体酸化物型」の燃料電池を新たに位置づけるものです。

また、あわせて、省令を引用している部分の整備を行うもので、施行日につきましては、固体酸化物型の燃料電池を加える規定にあつては平成22年12月1日とし、施行日時点において現に設置され、また、省令を引用している部分の改正にあつては、公布の日から施行し、平成22年3月30日から適用するものです。

以上が条例の主な内容です。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子市民文教委員長。

○市民文教委員長（掛田るみ子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第42号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、国土交通省九州地方整備局から占用の許可を受け、公の施設として市民に開放されています遠賀川右岸に位置する第3市民広場、通称「土手ノ内グラウンド」が、本年10月から新日鐵堰移転に伴う改良工事により使用できなくなりますことから、廃止するものです。

施行日につきましては、占用許可が廃止される平成22年10月1日となります。

以上が、当委員会に付託されました議案の内容であります。最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、井上久雄保健福祉委員長。

○保健福祉委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第43号議案について審査を行い

ましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、中間市立病院におきまして、現状の医療提供のみにとどまらず、市民が住みなれた場所で安心して生活ができるよう、保健・福祉・医療・介護のサービスを一体的に提供する地域包括医療・ケアを、効果的かつ効率的に提供するため、国民健康保険診療施設として位置づけることに伴うものです。

国民健康保険診療施設とすることで、厚生労働省の国保予算より、健康管理事業、施設の整備等が円滑に実施できるようさまざまな助成がなされるとともに、これらの地域包括医療・ケアなどの事業等に取り組むことで、寝たきり老人の減少、施設ケアから在宅ケアへの移行、医療費の適正化などの成果が期待できるものとなっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第40号議案、第42号議案及び第43号議案までの条例改正3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第40号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第40号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第42号議案中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第42号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第43号議案中間市病院事業の設置等に関する条例及び中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。よって、第43号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第19. 第44号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第19、第44号議案財産の処分についてを議題とし、建設上下水道委員長の報告を求めます。片岡誠二建設上下水道委員長。

○建設上下水道委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第44号議案の財産の処分について、建設上下水道委員会で審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回処分いたします財産は、吉田ぼた山のふもとに位置します岩瀬三丁目605番19及び605番20の2筆で、面積の合計は2万2,802平方メートルの市有地であります。

7月14日に一般競争入札の公告を行い、8月4日に入札を実施し、遠賀郡水巻町の有限会社中央測量設計が7,588万円で落札をしましたので、同社と8月18日付で土地売買仮契約を締結いたしましたものであります。

以上、審査の後、採決いたしましたところ、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

委員長に質問させていただきますが、今ご報告がありましたけれども、土地売買仮契約書のこの内容について、第1条から、それから第22条までありますが、この内容につい

ての審議はされたものかどうか、それに対する質問等がありましたかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二建設上下水道委員長。

○建設上下水道委員長（片岡 誠二君）

ございませんでした。

○議長（井上 太一君）

いいですか。まだありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

この市有地の売却については、これは吉田ぼた山防災工事の事業の終了に伴う土地ですが、この事業にかかわる総予算というのは、私がいただいた資料によりますと40億5,300万円です。そのうち中間市が分担したお金というのが3億3,900万円です。そして、今回こういう形で住宅地ということの使用という形で契約が結ばれ、契約金については、今、委員長の報告にありましたけれども、私は、この売買契約書を読ませていただいたときに、「第8条、売買物件を住宅用地として利用するよう努めなければならないものとする」という8条、そして、これは努力目標のような形で受けとめられまして、そして、さらに13条にいきますと、「第8条の第1項及び第2項に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額を違約金とする」というふうにあります。これは期限としてはどのようなものなのか。期限なしなのかどうかということをも……

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

わかっております。反対理由としてです。指摘させていただきながら……

○議長（井上 太一君）

手短に。

○議員（1番 中家多恵子君）

時間がまだあるようですので……

○議長（井上 太一君）

いや、時間関係なしに、手短に説明してもらわんと。反対か賛成かの討論ですから。

○議員（1番 中家多恵子君）

反対です。これは、やはりほかの自治体では、土地売買契約書の内容を比較させていただきましたときに、近隣の北九州市やほかの町においても10年間経過するまでは、具体的にやはりこの中間市、甲のほうがこの財産の使用目的についてきちっと明記しておくわけですね。そういうことが、この仮契約書の中では欠けておるものですから、その点が1つ疑義を感じるということ。

それから、所有権移転の禁止です。10年間は、ほかの自治体においては、そういうふうな形で登記の内容が明記されている。それから、近隣住民等への配慮の条項等もあるわけです。

ですから、そういうところを私は十分今後の形としてもやるべきではないかと、そういうことで反対といたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより第44号議案財産の処分についてを起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 第45号議案

日程第21. 第46号議案

日程第22. 第47号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第20、第45号議案から日程第22、第47号議案までの市道路線関係3件を一括議題とし、建設上下水道委員長の報告を求めます。片岡誠二建設上下水道委員長。

○建設上下水道委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第45号議案から第47号議案までの市道路線関係3件につきまして、建設上下水道委員会で審査を行いましたので、その概要と結果について、ご報告申し上げます。

まず、第45号議案中間市道路線の廃止について申し上げます。

今回廃止いたします路線は、「垣生公園1号線」であります。この市道は、旧社会福祉

センター跡地の東側に位置し、仮称地域交流センター駐車場整備工事に伴い、いったん路線の廃止を行うものであります。

次に、第46号議案中間市道路線の認定について申し上げます。

今回認定いたします路線は、3路線であります。

まず、「垣生公園1号線」は、仮称地域交流センター駐車場整備工事に伴い、廃止した垣生公園1号線の代わりとして、再度認定するものであります。

次に、「離駒21号線」は、土手ノ内一丁目地内の開発行為に伴い寄附採納を受けたことにより認定するものであります。

最後に、「岩瀬南28号線」は、岩瀬南町第1団地の西側に位置し、従来から当該地区住民の生活道路として利用されているため、認定するものであります。

次に、第47号議案中間市道路線の変更について申し上げます。

今回、変更いたします路線は、垣生公園北側に位置する「峯地1号線」及び中間大橋西側に位置する「砂山三軒屋線」の2路線であります。

まず、「峯地1号線」は、仮称地域交流センター駐車場整備工事に伴い、起点位置が東側に移動するために区域の変更を行うものであります。

次に、「砂山三軒屋線」は、県道新延中間線の道路整備に伴い、接続部分が延長となり、区域変更を行うものであります。

以上、3議案につきまして審査の後、採決いたしましたところ、いずれも全員賛成をもちまして原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたしまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第45号議案から第47号議案までの市道路線関係3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第45号議案中間市道路線の廃止についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第46号議案中間市道路線の認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第47号議案中間市道路線の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

日程第23. 陳情の件

○議長(井上 太一君)

次に、日程第23、陳情の件を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情の件については、所管の総務委員長から、目下委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第24. 意見書案第15号

日程第25. 意見書案第16号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第24、意見書案第15号及び日程第25、意見書案第16号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。草場満彦君。

○議員(10番 草場 満彦君)

まず、意見書案第15号子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書案の提案理由の説明させていただきます。

HPV感染が主な原因である子宮頸がんは、「予防できる唯一のがん」と言われております。年間約1万5,000人が新たに罹患し、約3,500人が亡くなっているという推計がされておりますが、近年、若年化傾向にあり、死亡率も高まっております。結婚前、

妊娠前の罹患は女性の人生設計を大きく変えてしまいかねず、子宮頸がんの予防対策が強く望まれております。

子宮頸がんの予防対策としては、予防ワクチンを接種すること及び予防検診によってHPV感染の有無を定期的に検査し、前がん病変を早期に発見することが挙げられております。

昨年、子宮頸がん予防ワクチンが承認をされ、発売が開始となり、ワクチン接種が可能になりました。費用が高額なため、一部の自治体ではワクチン接種への公費助成を行っておりますが、居住地により接種機会に格差が生じることがないように国の取り組みが望まれます。予防検診の実施についても同様に、自治体任せにするのではなく、受診機会を均てん化すべきであります。

よって、政府におかれては、子宮頸がんがワクチン接種と予防検診によって発症を防ぐことが可能であることを十分に認識していただき、以下の項目について実施していただくよう強く要望いたします。

一つ、子宮頸がん予防ワクチン接種の実施の推進

1、予防効果の高い特定年齢層への一斉接種及び国による接種費用の全部補助、2、特定年齢層以外についても一部補助の実施、3、居住地域を問わない接種機会の均てん化、4、ワクチンの安定供給の確保及び新型ワクチンの開発に関する研究。

一つ、子宮頸がん予防検診の実施の推進

1、特に必要な年齢を対象にした検診については、国による全部補助、2、従来から行われている子宮頸がん検診を予防検診にまで拡大、3、居住地域を問わない受診機会の均てん化。

一つ、子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及、相談体制等の整備以上の内容の意見書案第15号を提出をいたします。

次に、意見書案第16号21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書案の提案理由を述べます。

我が国の景気の現状は、好調な輸出を背景にリーマンショック後の最悪期は脱することができました。しかしながら、依然として低成長にとどまっており、雇用情勢も新卒未就職者が数多く出るほど厳しい状況が続いております。

特に、地方経済は深刻で、中小・零細企業はデフレの影響や公共投資の大幅削減の影響で長引く不況にあえいでおります。

したがって、政府は当面の景気回復のための経済対策を打つべきであり、特に地方経済の振興は国の景気対策として欠かせません。そのためには、政府が地方振興策及び地方の雇用拡充を重要な施策として取り組み、必要な公共投資を積極的に行うことで、景気対策を進めるべきであります。公共施設の耐震化や、近年多発しているゲリラ豪雨などの災害対策は、必要な公共事業として潜在的需要が高いと考えております。

このように、必要な公共投資は着実に推進すべきであり、地方経済が活性化する効果も大いに見込めます。

政府におかれては、地方の雇用拡充と内需振興を図る景気対策のために、真に必要とされる以下のような21世紀型の公共投資について、予算確保と執行を強く求めます。

1、学校など公共施設の耐震化に積極的に取り組み、雇用の拡充と地方経済の活性化を図ること。2、太陽光発電の設置や介護施設の拡充といった21世紀型の公共投資を着実に促進し、内需の振興を図ること。3、老朽化した施設（橋梁、トンネル、上下水道管など）の計画的な更新、大規模修繕を積極的に推進し、地域生活の安全と地方振興に取り組むこと。

以上、意見書案第15号及び第16号、皆様のご賛同のほどよろしく願いをいたします。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第15号子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、意見書案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第16号21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、意見書案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第26. 意見書案第17号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第26、意見書案第17号国民健康保険財政への国庫負担を元に戻すことを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

国民健康保険財政への国庫負担を元に戻すことを求める意見書案の提案理由説明をいたします。

今、住民の間で「国民健康保険税が高過ぎる」「保険税を払いたくても払えない」、このような悲鳴が上がっています。国保税を滞納すると、国民健康保険証を取り上げられる場合があります、そうすると、医療を受けると医療費の全額を用意することが求められます。まさに金の切れ目が命の切れ目とも言える状況になります。

現在、国民健康保険加入世帯の所得は、平均受給月額5万円以下という国民年金受給者や、非正規労働者、フリーターなどの増加で低所得化が進み、国民健康保険が低所得中心の保険制度になっております。国民健康保険は低所得者が多く加入している医療保険であり、国の手厚い援助がなければ成り立たない制度です。

ところが、政府は1984年の国民健康保険法改定で、国庫負担率を医療費の45%から38.5%に引き下げ、その後も次々に引き下げ後退させてきました。その結果、1984年度から2004年度までの間に、市町村国保の収入に占める国庫支出金は49.8%から34.5%へと15.3%も減りました。金額にして1兆4,000億円も削減されたこととなります。

一方で、住民1人当たりの国保税は、同期間に3万9,020円から7万9,120円に2倍に増加しています。中間市の平成21年6月現在の国保税の滞納状況を見ると、国保加入世帯8,091世帯のうち、滞納世帯は1,241世帯で、短期保険者証交付世帯441世帯、資格証明書交付世帯233世帯もあります。

国民健康保険法は、その第1条で「この法律は社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定めています。しかし、国民の命と健康を守るための制度が、支払い能力を超えた高過ぎる国保税を払えず、保険証を取り上げられ受診を抑制せざるを得なくなって、手遅れによる多数の死亡者を生み出しています。

今日の事態を招いた国の責任は明白です。国保法の第4条で、国保の運営責任は国が負っていることを明記しています。

よって、政府に対し、国民健康保険加入者への軽減を図るため、無駄な歳出を見直し、

国庫負担を段階的にもとに戻すことを求めるものです。

以上で提案理由説明を終わります。皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第17号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第17号国民健康保険財政への国庫負担を元に戻すことを求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、意見書案第17号は原案否決されました。

日程第27. 意見書案第18号

日程第28. 意見書案第19号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第27、意見書案第18号及び日程第28、意見書案第19号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

意見書案第18号消費税増税を行わない事を求める意見書案の提案理由を述べます。

消費税増税を行う、しかも、大企業、大資産家への減税とセットでという菅政権の案に国民の厳しい審判が下ったことは、参議院選挙の結果や世論調査でも明らかです。

菅政権が発足して初めての予算委員会で、谷垣自民党総裁は「社会保障目的税に」と述べ、菅首相も「社会保障との関連で議論していく」と答えています。思い起こしていただきたいと思いますが、消費税導入時や増税時にも、政府は社会保障財源のためと説明して

おきながら、国民には社会保障負担増と給付減の連続であったのが現実でした。

1989年の導入以来、消費税収の累計は224兆円に上りますが、同時期に法人税は208兆円もの減収となっています。こうした実態は、国民に大きな怒りをもたらしています。

消費税増税は、年収200万円に満たないワーキングプア、生活保護世帯、国保・介護・後期高齢者など軒並み引き上げで、手取りがますます低くなった年金生活者からも有無を言わず税金を取り立てるものです。

消費税が増税されれば、冷え切っている国民の消費がさらに落ち込み、地域経済は一層悪化してしまうことはもちろん、消費税は所得の低い人ほど重くなる逆進性を持ち、増税が貧困と格差を一層ひどくすることは明らかです。

このような税徴収のあり方を根本から是正し、国民には社会保障を充実し、安心して生活できるようにしていくことを求めていくものであります。

議員諸氏のご賛同のほどよろしく願いをいたします。

次に、意見書案第19号米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める意見書案の提案理由を述べます。

生産者米価は近年暴落を続け、多くの農家が労賃分も出ない状況で、全国で耕作放棄が広がる要因になっています。政府の調査でも、米60キロ当たりの生産費は1万6,500円ですが、今年6月の平均価格は1万4,000円と2,300円も下回ります。

直近の報道でも、農家の手取りが1万円を切るなど、米価暴落はとどまる気配がありません。米価が暴落を続ける原因は、1995年以来価格政策が廃止された上、需給計画の狂いによる在庫量の増大に、大手量販店を主軸にした買ったたきと、米の安売り競争、政府が備蓄米を安値放出したことなどが重なっています。

さらに、輸入米、いわゆるミニマムアクセス米による圧力も重要な要因となっております。

民主党政府が導入した戸別所得補償も、生産者米価が生産費を下回る事態が常態化し、現在の米価では生産を維持できないことを認めた政策です。国の責任で過剰米を緊急に買い入れるとともに、価格保障の確立を基礎にし、国内農業を多面的に発展させ、安全な食料の安定供給を目指す政策への転換が必要です。

そのために、米価の下落に歯どめをかける国の対策を求めるものであります。

議員諸氏のご賛同をよろしく願いをして、提案理由を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより、意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、意見書案第18号消費税増税を行わない事を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

起立少数であります。よって、意見書案第18号は原案否決されました。

次に、意見書案第19号米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

起立少数であります。よって、意見書案第19号は原案否決されました。

日程第29. 意見書案第20号

○議長(井上 太一君)

次に、日程29、意見書案第20号住民の安全・安心を守るため、遠賀川水系の管理は引き続き国が行うことを求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第20号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第20号住民の安全・安心を守るため、遠賀川水系の管理は引き続き国が行うことを求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第30. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより、日程第30、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において掛田るみ子さん及び古野嘉久君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、平成22年第3回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時41分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 掛 田 る み 子

議 員 古 野 嘉 久